

第 46 回 目がつりあがるよダートトライアル

特別規則書

J A F 公認番号 2013-2216

公 示

本競技会は日本自動車連盟(J A F)の公認のもとに、国際自動車連盟(F I A)の国際モータースポーツ競技規則に準拠した J A F の国内競技規則およびその付則、J M R C 中部共通規則および J M R C 中部ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定ならびに、本大会の特別規則に従って開催される。

第 1 条 競技会の名称

2013 年 J M R C 中部ダートトライアル 北陸シリーズ第 1 戦
第 46 回 目がつりあがるよダートトライアル

第 2 条 競技種目

ダートトライアル

第 3 条 競技の格式

J A F 公認：地方競技、J A F 公認番号 2013-2216

第 4 条 開催日

平成 25 年 4 月 28 日

第 5 条 開催場所

輪島市門前モータースポーツ公園
石川県輪島市門前町字道下 18 字 48-1
Tel: 0768-43-1981

第 6 条 オーガナイザー

スリーアール (T h r e e - R)
石川県白山市木津町 1061
代表：福田 淳三

第 7 条 大会役員

組織委員長	福田 淳三
組織委員	清水 峰生
組織委員	藤野 陽一

第 8 条 競技会主要役員

- 1) 競技会審査委員会
競技会審査委員長 小杉 兼一 (T O M B O)
競技会審査委員 大弥 保憲 (M R T - 金沢)
- 2) 競技役員
競技長 福田 淳三
コース委員長 渋谷 基
計時委員長 水本 正裕
技術委員長 春木 克之
事務局長 福田 淳三
救急安全委員 石動 雅久

第 9 条 参加車両

2013 年 J A F 国内競技車両規則第 3 編ス^ポト^ト車両規定に定めるス^ポト^ト N・SA・B・SC・D 車両に適合した車両とする。
SA 車両のマフラーおよび排気管の変更を禁止する。当該車両のメカライナ時に装着されている物以外への変更は許されない。

第 10 条 クラス区分

クラス 1: 気筒容積 1500cc 以下の 2 輪駆動の N・B・SA・SC・D 車両
クラス 2: 気筒容積 1500cc を超える 2 輪駆動の N・B・SA・SC・D 車両
クラス 3: 気筒容積 1600cc 以下の 4 輪駆動の N・B・SA・SC・D 車両
クラス 4: 気筒容積 1600cc を超える 4 輪駆動の N・B・SA・SC・D 車両

クローズドクラス: 排気量区分を行わず、B・SC・D 車両

第 11 条 参加資格

- (1) 競技運転者は、有効な運転免許証と当該年度有効な J A F 競技運転者許可証 (国内 B 又は国内 A) の所持者とする。
- (2) 20 才未満の競技運転者は参加申込に際し、親権者の承諾書をオーガナイザーに提出しなければならない。
- (3) 競技運転者は、競技に有効な死亡時 500 万円以上の傷害保険又は J M R C 共済会に加入していること。
- (4) 同一車両の重複参加は 2 名以上を可能とする。
- (5) クローズドクラス参加者は有効な運転免許証所持者とし上記 (1)・(3) の資格は必要としない。

第 12 条 参加台数

全クラス (クローズドクラスも含む) を通じて 100 名までとする。

第 13 条 参加申込、及び参加料

- 1) 参加申込及び問い合わせ先
〒924-0821 石川県白山市木津町 1061 番地
福田 淳三
Tel: 076-276-5753 FAX: 076-276-5650
- 2) 参加受付期間
平成 25 年 4 月 11 日～平成 25 年 4 月 25 日
- 3) 参加料
14,000 円 (但し 2013 年度 J M R C 中部の入会クラブの会員は 12,000 円とする。証明として申込書に J M R C 中部登録クラブ印を押印のこと。) ※昼食付
クローズドクラスは 8,000 円とする。※昼食付

第 14 条 タイムスケジュール

ゲートオープン	6:30～
受付	7:00～7:50
車検	7:10～8:00
慣熟歩行	7:10～8:20
ドライブス ^ポ ブリーフィング	8:30～8:45
第 1 ヒート開始	9:00～
表彰式 (予定)	14:00～

第 15 条 賞典

各クラス 1 位～3 位 J A F メダル (クローズドクラスは除く)
各クラス 1 位～6 位 楯 & 副賞 (クローズドクラスは除く)
但し、クラス参加台数により賞典の制限を行う場合がある。(クローズドクラスは副賞)

第 16 条 付則

- (1) 本特別規則書に記載されない競技に関する細則は、J A F 国内競技規則、F I A 国際スポーツ競技規則並びに J M R C 中部共通規則に従って開催される。
- (2) 本規則及び競技に関する諸規則解釈に疑義が生じた場合は、競技会審査委員会の決定を最終とする。
- (3) 本規則の適用は、参加受付と同時に有効となる。